

## 成果普及を目指した実用化共同研究開発の募集について —平成 23 年度の成果展開事業—

### 1. 趣旨

原子力機構は、これまでに研究開発した成果を広く一般社会に還元していくことを基本方針にしています。その一環として、原子力機構が保有している特許や研究開発成果を企業の皆様に提供し、共に「実用化共同研究開発」を実施することにより、企業の新製品開発を支援します。

この制度は、「成果展開事業」として平成 10 年度から開始し、平成 22 年度までに 76 件の実績があります。そのうち 32 件が現在までに商品化されています。

### 2. 特許や研究開発成果

原子力機構は、出願中のもも含め現在約 1,000 件の国内特許・実用新案を保有しています。また、多数の研究開発成果を発表しています。これらの中には電気、機械、化学、材料等の分野において、原子力に直接関係のない産業にも適用できるものが多数あります。特許や研究開発成果の内容は、インターネットで見ただけのようにしています。

URL : <http://sangaku.jaea.go.jp/literary/tokkyo.html>

### 3. 募集及び選定

- ① 原子力機構の特許を使用した新製品開発のテーマを募集します。対象は国内企業に限ります。
- ② 募集期間は平成 22 年 12 月 6 日(月)～平成 23 年 3 月 4 日(金)です。
- ③ 応募のあった案件は、外部の有識者で構成する成果展開事業委員会により審査を行い決定します。
- ④ 平成 23 年度の採用予定件数は 4 件程度です。

### 4. 事業の内容

- ① 採用されたテーマについて、企業と原子力機構が「実用化共同研究開発」を実施し、新製品を開発します。
- ② 開発期間は、原則として 1 年以内ですが、成果展開事業委員会の評価により 2 年とすることも可能です。
- ③ 原子力機構は、特許等の技術支援とともに、総開発費の 50%以下、500 万円以下を支出します。

### 5. 開発の成果

- ① 成果は、成果展開事業委員会で評価します。
- ② 開発の過程で新しい特許が生まれた場合は、企業と原子力機構の共有とします。
- ③ 開発に成功し、製品が売れた場合は、原子力機構は売上高の一部を受け取ります。

### 6. スケジュール (予定)

審 査	平成 23 年 4 月
テーマ採択	平成 23 年 5 月
開 発 終 了	平成 24 年 3 月